

滋賀県本庁事務用共通封筒広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、滋賀県広告等事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第3項の規定に基づき、滋賀県本庁の各課室等が利用する事務用共通封筒における広告等の掲載に係る基準を定めるものとする。

(掲載ができない広告等の内容)

第2条 次に掲げる内容の広告等は、掲載ができない。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもので、例えば次に掲げるもの
 - ア 法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品またはサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づき必要とされる許可、認可等を受けていない商品またはサービスを提供するもの
- (2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもので、例えば次に掲げるもの
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤等の規制薬物の乱用もしくは売春等の行為を推奨し、肯定し、または美化するもの
 - イ 酔悪、残虐、獵奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなものまたは裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するものまたはそのおそれのあるもの
 - オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるものまたはそのおそれのあるもので、例えば次に掲げるもの
 - ア 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するものまたはそのおそれのあるもの
 - イ 名誉毀損、プライバシーの侵害等のおそれのあるもの
 - ウ 他人を誹謗し、中傷したまは排斥するもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもので、例えば次に掲げるもの
 - ア 政治団体による政治活動を目的とするものまたはそのおそれのあるもの
 - イ 宗教団体の布教推進を目的とするものまたはそのおそれのあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張にあたるもので、例えば次に掲げるもの
 - ア 社会問題に関する意見の表明として個人または団体が行うもの
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (6) 誇大または虚偽であるもので、例えば次に掲げるもの
 - ア 誇大な表現、根拠のない表示または誤解を招くような表現を含むもの
 - イ 虚偽の表示を含むもの
- (7) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもので、例えば次に掲げるもの
 - ア 色彩またはデザインが著しくけばけばしく、調和を損なうおそれのあるもの
 - イ 品位を損なう表現のもの
- (8) 青少年の健全育成にとって有害であるものまたはそのおそれがあるもので、例えば次に掲げるもの
 - ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する教育内容に反するなど、学校教育活動に支障を来すおそれのあるもの
 - イ 喫煙および飲酒を勧奨するもの

- (9) 内容および責任の所在が不明瞭なもの
- (10) その他広告等として不適当であるもので、例えば次に掲げるもの
 - ア 公の選挙または投票の事前運動に該当するものまたはそのおそれのあるもの
 - イ 個人または法人の名称、所在地または連絡先のみの周知を目的とするものおよび年賀、慶弔その他これに類するあいさつを目的とするもの
 - ウ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に規定する労働者の募集に係るもの
 - エ 特定の業者に不利益を与えるもの
 - オ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、または著作権等を侵害するおそれのあるもの
 - カ 国、地方公共団体その他の公共機関が、広告主またはその商品もしくはサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
 - キ 債権取立て、示談引受け等をうたつもの
 - ク 加重債務または多重債務を助長するものまたはそのおそれのあるもの
 - ケ 投機または射幸心を著しくあおるもの
 - コ 非科学的なものまたは迷信に類するもので、利用者を迷わせ、または不安を与えるおそれのあるもの
 - サ 各業種の特性を考慮し、消費者保護の観点からふさわしくない表現を含むもの
 - シ その他本県の公共機関としての社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのある内容および表現を含むもの

(広告等の掲載ができない業種および事業者)

第3条 次に掲げる業種および事業者の広告等は、掲載ができない。

- (1) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）により、風俗営業と規定される業種
 - (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業のうち、消費者金融および事業者金融の業種および当該業種を主として営む事業者
 - (3) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に規定する通信販売または訪問販売を行う事業者。ただし、同法第 30 条に規定する通信販売協会に加盟している事業者を除く。
 - (4) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業等、利殖を目的とした投資もしくは投機のあっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
 - (5) 結婚相談業、交際紹介業等の業種
 - (6) 探偵社、身元調査会社等の業種
 - (7) ギャンブル（宝くじを除く。）にかかる業種
 - (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
 - (9) 各種法令に違反しているもの
 - (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - (11) 社会問題を起こしている業種や事業者
- 2 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号に該当する事業者
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - (7) (2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者
- 3 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項および第 2 項の規定に該当する事業者
- 4 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止または指名の対象外の措置期間中である事業者
- 5 その他本県の公共機関としての社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのある業種および事業者

付 則

この基準は、平成 31 年 2 月 8 日から施行する。